

長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業の効果検証等に関する 連携協定書

法務省矯正局（以下「甲」という。）及び日本福祉大学（以下「乙」という。）は、長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業（以下「長崎モデル事業」という。）の効果検証について、下記のとおり協定を締結する。

記

1 本協定の目的

本協定は、長崎モデル事業の効果について、政策的側面のみならず、学術的な側面からも調査・検証し、適切に評価することにより、知的障害等を有する罪を犯した者に対する効果的な処遇・支援の充実を図るため、甲、乙が連携することを目的とする。

2 連携の内容

甲、乙は、上記1の目的を達成するため、以下に掲げる事項について連携する。

- (1) 長崎モデル事業の対象者（その比較対象となる者を含む。以下「対象者」という。）に対する効果を測定するための調査・検証
- (2) 長崎モデル事業の実施者たる長崎刑務所等国側職員及び事業受託者職員（再委託先職員等を含む。以下「実施者」という。）に対する効果を測定するための調査・検証

3 守秘義務等について

- (1) 甲、乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく連携において知り得た情報について、業務上必要な範囲においてのみ使用し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (2) 甲、乙は、個別法人の情報を相手方に提供する場合は、各々の責任において、事前に個別法人から承諾を得るなどの必要な手続きを行うものとする。
- (3) 乙は、本協定に基づく連携において知り得た情報により、学会等における研究発表等を実施する際は、その内容等について、あらかじめ甲の確認を経るものとする。その際、対象者及び実施者の人権保護その他の見地から不適当と認められる事項について、甲から修正の要請があった場合、乙は是正に努めなければならない。

4 個人情報の取扱い

- (1) 甲、乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報の保護に関する各種法令等のほか、対象者の個人情報が、本人の尊厳に関わる特に配慮すべき情報であることに鑑み、以下に掲げる事項を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。
- (2) 甲は、原則として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号に基づき、甲の保有する個人情報を乙に提供する。
- (3) 乙は、甲から得た個人情報の取扱いについて、その管理責任者を定め、アクセスできる職員を限定するほか、持ち出し、廃棄等に係る手続きを厳格に定めるなどして適切に管理し、情報の流出、漏えい防止に万全を期す。

5 本協定の有効期間

この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後モデル事業終了の日（令和9年3月31日）まで同様とする。

なお、上記3及び4に記載の事項については、有効期間終了後も効力を有するものとする。

6 その他留意事項

- (1) その他長崎モデル事業の効果検証について、甲、乙は、別に定める「長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業の効果検証等に関する実施要領について」（以下「実施要領」という。）に基づいて連携するものとする。実施要領は、必要がある場合には、甲、乙の協議を経て変更するものとする。
- (2) 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、当事者間で協議の上定める。

以上を証するため、この協定書は2部作成し、甲及び乙はそれぞれ1通を所持するものとする。

令和5年1月16日

甲 法務省矯正局長

花村 審文

乙 学校法人日本福祉大学理事長

丸山 哲